

⑬ 野焼きは禁止されています

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

⑭ 水道工事に伴う交通規制を行います

問 水道課(内線 71212)

通行の際は、工事看板や交通誘導員の指示に従ってください。付近にお住まいの方や通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。なお、工事箇所と規制区間は、順次移動します。

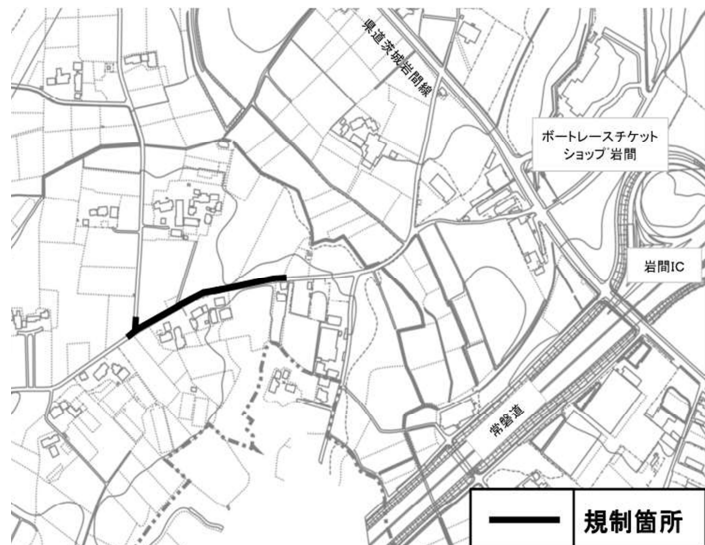
規制期間 8月上旬～11月中旬(予定)

規制時間 午前8時30分～午後5時

規制区間 笠間市押辺地内

規制内容 全面通行止(夜間開放)

施工業者 川根設備工業(株)

**⑮ 水道料金等未収金の債権回収業務を委託しています**

問 水道料金：水道課(内線 71231)

公共下水道使用料・農業集落排水等：下水道課(内線 71140)

市では、水道料金等の債権回収率の向上を図り、市民に対する公平性を確保するため、未収金管理回収業務を委託しています。令和6年度の委託者は次のとおりです。

委託者 弁護士法人エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢

(東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4・8 階)

委託開始日 7月2日から

委託する債権 水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料等